

府内児童相談所における専門職員配置数の推移

1 児童福祉司

(単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大阪府	162	162	177	199	224	245	265
中央子ども家庭センター	43	43	47	52	56	60	64
池田子ども家庭センター	20	20	22	24	27	31	32
吹田子ども家庭センター	25	25	27	31	33	36	40
東大阪子ども家庭センター	29	29	32	35	41	45	49
富田林子ども家庭センター	21	21	23	25	29	32	33
岸和田子ども家庭センター	24	24	28	32	38	41	47
大阪市(2ヶ所)	-	82	73	85	97	119	139
堺市(1ヶ所)	-	34	39	41	48	48	60

2 児童心理司

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大阪府	47	47	47	47	57	69	81
中央子ども家庭センター	11	11	11	11	14	17	20
池田子ども家庭センター	5	5	5	5	6	7	8
吹田子ども家庭センター	7	7	7	7	9	11	13
東大阪子ども家庭センター	9	9	9	9	10	12	14
富田林子ども家庭センター	6	6	6	6	7	9	9
岸和田子ども家庭センター	9	9	9	9	11	13	17
大阪市(2ヶ所)	-	28	31	37	36	41	52
堺市(1ヶ所)	-	9	8	8	13	20	30

※H28の児童福祉法施行令の改正により、各自治体が児童福祉司の配置数を設定するよう定められたため、H28以降の配置数をお示しています。

※出典:厚生労働省全国児童福祉主管課長会議資料